

画像意匠として保護可能な範囲の明確化について（案）

1 検討の背景

2 令和元年意匠法下で保護の対象となる画像

3 画像意匠として保護可能な範囲の明確化

4 意匠審査基準の改訂の方向性

5 ユーザーに向けた周知の方向性

1. 検討の背景

画像意匠として意匠法で保護可能な範囲の明確化と周知の必要性

- 令和元年意匠法改正により物品から離れた画像自体にまで保護対象が拡充されたが、その後、急速に発展したメタバース等で用いられる画像の中には、これまでの一般的な画像とは異なる性質を備えたものが多く見られるようになっている。
- 「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等への対応に関する官民連携会議」（2023年5月）における検討の結果、現実空間と仮想空間を交錯するデザインの利用について、著作権法、意匠法、不正競争防止法による保護の及ぶ範囲やその限界等に関する基本的な考え方等を整理するとともに、ガイドライン等を通じ、権利者やメタバースユーザー等に向け必要な周知を行っていくとの方向性が示された。

（「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」P.13 2.対応の方向性）

 首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

政策会議 [▲ トップページへ](#)

[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [知的財産戦略本部](#) > [メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等への対応に関する官民連携会議](#) > [メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理](#)

メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理

資料

[メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理 \(PDF/2,654KB\)](#)

メタバース上のコンテンツ等をめぐる
新たな法的課題等に関する論点の整理

2023年5月
メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな
法的課題への対応に関する官民連携会議

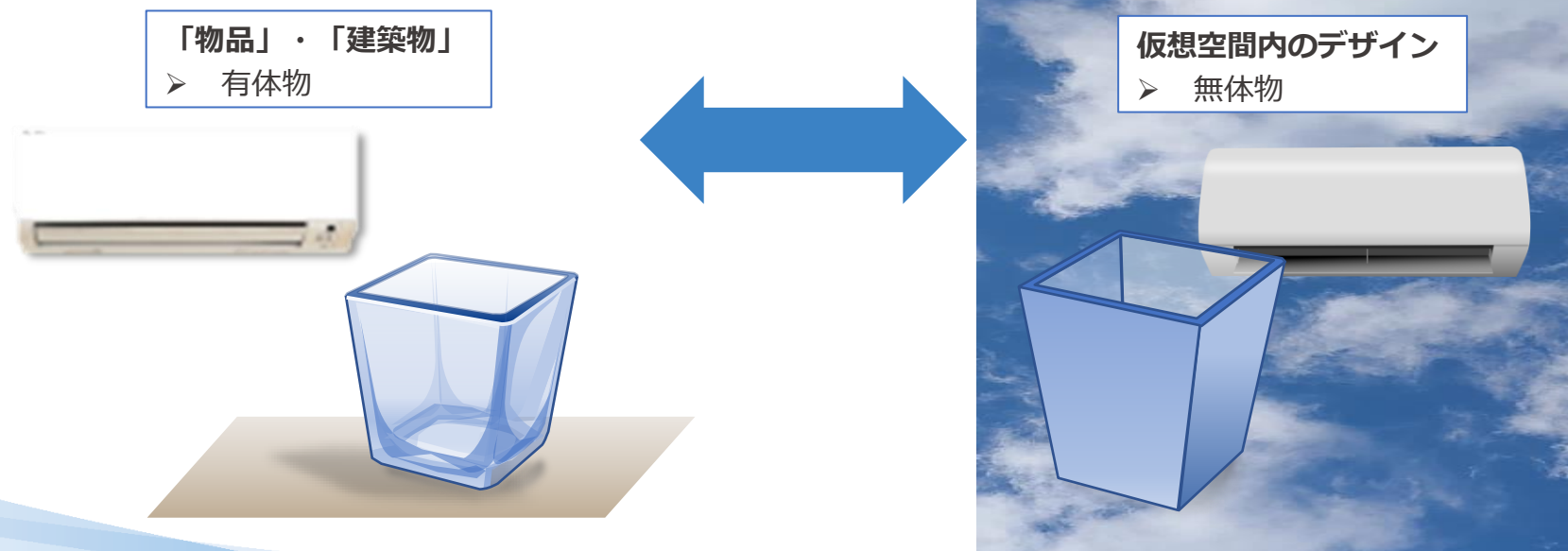
意匠法による仮想空間内のデザインの保護

- 仮想空間内のデザインの保護について、仮想空間内の仮想的なオブジェクトは無体物であるため、現行法下では、有体物である「物品」及び「建築物」として意匠登録を受けることはできないが、「画像」の意匠としては意匠登録を受けられる可能性がある。

■ VR（Virtual Reality）技術による仮想空間内のデザイン

VR技術は、ユーザーの五感を刺激することで、人工環境、サイバースペース等を現実のように知覚させる技術である。近年の電子計算機の情報処理能力向上により、仮想空間内の仮想的なオブジェクトの立体形状とユーザーの視点を基に、ユーザーの右目、左目のそれぞれから見える映像をリアルタイムで計算し、右目用の映像を右目のみ、左目用の映像を左目のみに見せることで、ユーザーに仮想空間内の仮想的なオブジェクトを立体的に感じさせることが可能となっている*。

*参考：『意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き』（令和3年3月）第3部「14.2 画像の特徴に応じた図面表現（1）仮想三次元、仮想現実（いわゆる、Virtual Reality: VR）の画像」

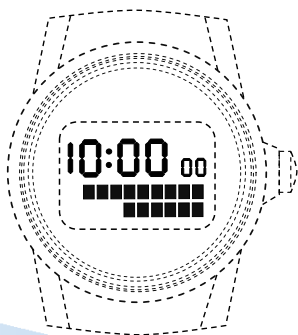


意匠法による画像デザイン保護の拡充の流れ

- **平成10年意匠法改正**により、物品の部分に係る意匠も保護対象となり、物品の表示部に表示された画像デザインの部分の保護が可能となったが、「液晶時計の時刻表示」のようにそれがなければ物品自体が成り立たない画像デザイン（いわゆる表示画像）等に限られていた。
- **平成18年意匠法改正**では、物品の表示部に表示される場合だけでなく、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像等のように、物品の操作の用に供される画像であって「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても、当該物品の部分として保護対象とした。
- **令和元年意匠法改正**では、新たに画像を意匠と認め、物品に表示されない投影画像やウェブ上の画像のような物品から離れた画像それ自体も保護対象とした。これに伴い、物品の部分に「これと一体として用いられる物品に表示される画像」を含む旨の規定が削除された。

【平成10年法イメージ】

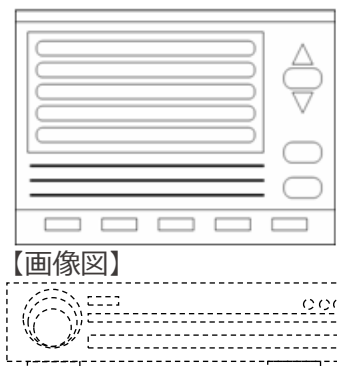
「腕時計」



【正面図】

【平成18年法イメージ】

「磁気ディスクレコーダー」



【画像図】

【正面図】

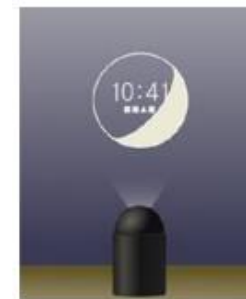
【令和元年法イメージ】

「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)



【画像図】

「時刻表示画像」
(壁に投影された画像)



【使用状態参考図】

2. 令和元年意匠法下で保護の対象となる画像

令和元年意匠法下で保護の対象となる画像

意匠法第2条（定義等）

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像（機器の操作の用に供されるもの）**又は**機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの**に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2・3 （略）

- 画像を意匠の定義に追加し、画像について意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠とすることは適切ではなく、**当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切である。**具体的には、**関連機器の操作性や視認性を高めるべく多額の投資を行った上で開発されるGUI等の(a)操作画像や(b)表示画像**については、これらを保護することが必要である、という趣旨*のもと、意匠法第2条第1項において、**意匠法の保護の対象となる「画像」は、「機器の操作の用に供されるもの」（以下、「操作画像」という）又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」（以下、「表示画像」という）に限る**旨規定している。
- この規定により、**画像が関連する機器等の機能に関係のない画像（例えば映画やゲーム等のコンテンツの画像やデスクトップの壁紙等の装飾画像等）については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護の必要性が低いと考えられることから意匠権の保護対象とはならないと整理された。**

令和元年意匠法下で保護の対象となる画像

意匠法の保護対象である画像とは、**機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの**に限られており、逐条解説によれば、**機器の「操作」**とは、一定の作用効果や結果を得るために**物品の内部機構等に指示を入力すること**であり、**「機能を発揮した結果として表示される画像」**とは、**入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像**をいう。

意匠法第2条（定義等） ■ 字句の解釈

出典：「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」

- ① **物品** 有体物である動産を指す。
- ② **形状** （略）
- ③ **操作** 一定の作用効果や結果を得るために**物品の内部機構等に指示を入力すること**をいう。
- ④ **機能を発揮した結果として表示されるもの** 機能とは願書や願書に添付された図面から特定できる意匠から一般的に想起される特定の機能を意味する。また、**機能を発揮した結果として表示される画像**とは、**入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像**を意味する。
- ⑤ **美感** 美に対する感覚のことである。美感は音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については視覚を通じて起こる場合に限られる。
- ⑥ **プログラム等** （略）
- ⑦ **電気通信回線** （略）
- ⑧ **画像を記録した記録媒体** 画像を記録したU S B 端末やC D - R O M 等の記録媒体を指す。
- ⑨ **画像を内蔵する機器** 画像を含むアプリケーションがインストールされたスマートフォン、画像を表示する機能を有するプログラム等を内蔵する洗濯機やD V D プレーヤー等を指す。

現行意匠審査基準「意匠法の保護の対象となる画像」

意匠審査基準 第IV部 第1章 3.意匠法の保護の対象となる画像

3.1「画像意匠」

「画像意匠」とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

現行意匠審査基準「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」

意匠審査基準 第IV部 第1章 6.画像を含む意匠の登録要件

6.1.1.1 「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」

〔前略〕「**操作画像**」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるので、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「**表示画像**」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。

（１）操作画像に該当する画像の例



「商品購入用画像」
特許庁（ウェブサイトの画像）

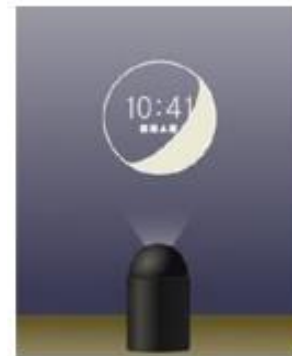


「アイコン用画像」
（クリックするとソフトウェアが
立ち上がる操作ボタン）

（２）表示画像に該当する画像の例



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」
（壁に投影された画像）

3. 画像意匠として保護可能な範囲の明確化

仮想空間において用いられる画像意匠の存在をふまえて

意匠法による仮想空間において用いられる画像の保護

- 意匠法による画像意匠の保護は、画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を対象にしていることから、仮想空間において用いられる画像であっても、機器の操作の用に供される画像（「操作画像」）、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（「表示画像」）の少なくともいずれか一方に該当すれば、意匠法の保護の対象となり得る。

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

画像意匠として保護可能な範囲の明確化①

- 令和元年意匠法の立法趣旨や逐条解説の記載に照らすと、意匠法第2条第1項に規定された「**機器**」には、例えば仮想空間内に表された電化製品の3Dオブジェクト等のような**仮想的なものは該当しない**と解釈するのが妥当と考えられる。
- したがって、仮想空間において用いられる画像は、「**仮想空間内に表された仮想的な機器**の操作の用に供する画像」や「**仮想空間内に表された仮想的な機器**がその機能を発揮した結果として表示される画像」等として意匠登録を受けることはできないと考えられる。

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（**機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。**次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の第三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕 意匠法

第二条 （略）

〔字句の解釈〕

1 **物品** 有体物である動産を指す。

2 （略）

3 **操作** 一定の作用効果や結果を得るために**物品の内部機構等に指示を入力すること**をいう。

4 **機能を発揮した結果として表示されるもの** 機能とは願書や願書に添付された図面から特定できる意匠から一般的に想起される特定の機能を意味する。また、**機能を発揮した結果として表示される画像とは、入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像**を意味する。

5～10 略

画像意匠として保護可能な範囲の明確化②

- 単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まれないと解釈するのが妥当である。
- 仮に、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像を「表示画像」と解釈した場合、コンテンツの画像や装飾画像を含む、全ての画像が意匠法の保護対象となり、意匠法第2条第1項において保護対象となる画像の種類を限定したこととの整合性を欠くため、この解釈は妥当ではないと考えられる。

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り**、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書 意匠法第二条

画像を意匠の定義に追加し、画像について意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、**全ての画像を意匠とすることは適切ではなく、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切である。**具体的には、関連機器の操作性や視認性を高めるべく多額の投資を行った上で開発されるGUI等の(a)操作画像や(b)表示画像については、これらを保護することが必要である。よって、条文上は、「機器の操作の用に供されるもの」（(a)操作画像）、「機器がその機能を発揮した結果として表示されたもの」（(b)表示画像）と規定することとした。この規定により、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象とならないこととなる。

画像意匠として保護可能な範囲の明確化

意匠法第2条第1項の「画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限る）」について、

- ① 「**仮想空間内に表された仮想的な機器**の操作の用に供する画像」や「**仮想空間内に表された仮想的な機器**がその機能を発揮した結果として表示される画像」として意匠登録を受けることはできない
- ② 単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まない
と解釈すると、仮想空間において用いられる画像が保護を受けられるか否かは以下のように判断される。

意匠法の保護を受けることができる画像の例

【例1】エアコンの設定温度表示画像

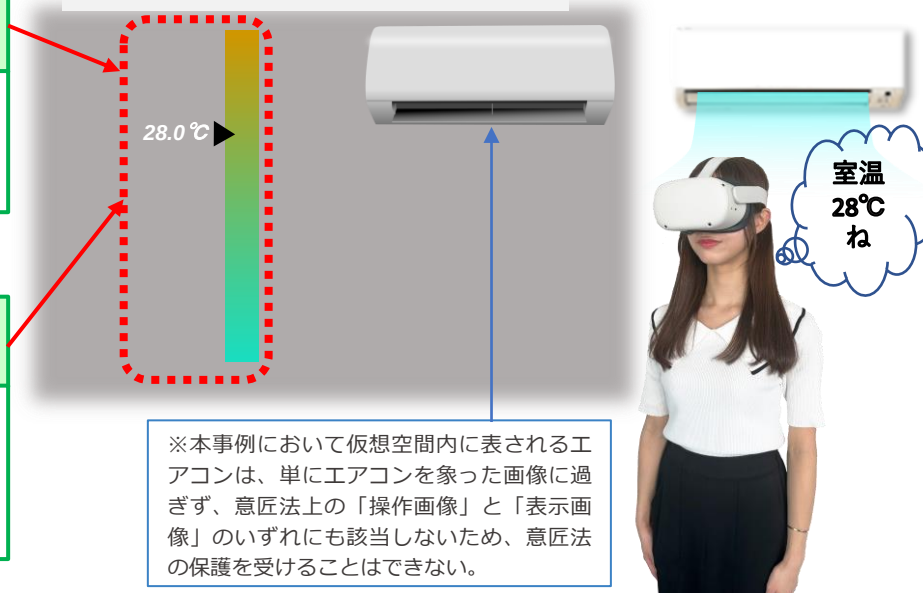
機器（エアコン）がその機能（**温度調整機能**）を発揮した結果として表示される**設定温度表示画像**であるため、意匠法上の「表示画像」に該当する。

【例2】室温表示画像

機器（温度測定機能を有するヘッドマウントディスプレイ等の情報処理機器）がその機能（**温度測定機能**）を発揮した結果として表示される**室温表示画像**であるため、意匠法上の「表示画像」に該当する。

ヘッドマウントディスプレイ（HMD）装着者の視界
（仮想空間）

現実空間



画像意匠として保護可能な範囲の明確化

意匠法第2条第1項の「画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限る）」について、

- ① 「**仮想空間内に表された仮想的な機器**の操作の用に供する画像」や「**仮想空間内に表された仮想的な機器**がその機能を発揮した結果として表示される画像」として意匠登録を受けることはできない
- ② 単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まない
と解釈すると、仮想空間において用いられる画像が保護を受けられるか否かは以下のように判断される。

意匠法の保護を受けることができない画像の例

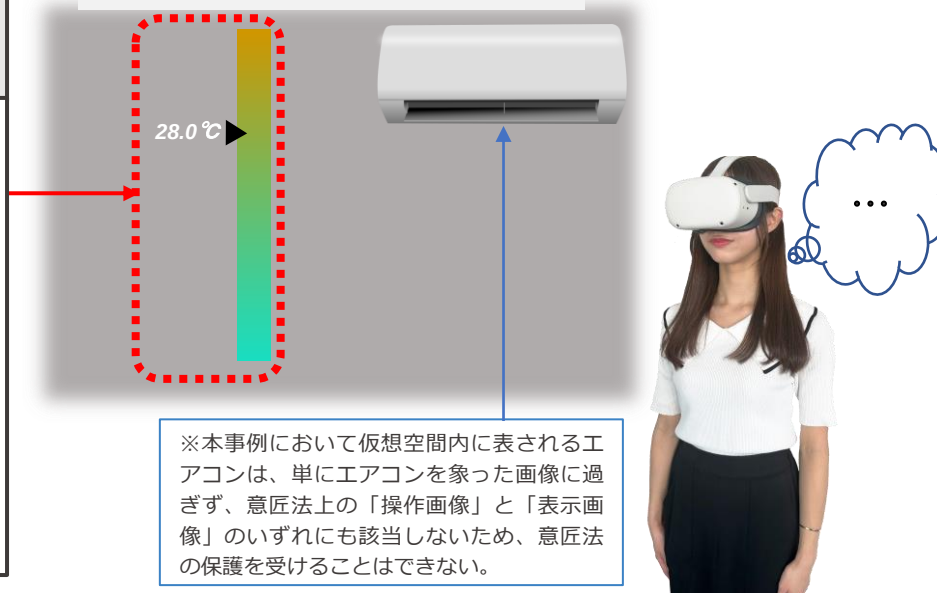


【例】仮想的なエアコンの設定温度表示画像

- 「機器」（意匠法第2条第1項）には仮想的なものは該当しないため、仮想空間内に表された仮想的な機器（エアコン）がその機能を発揮した結果として表示される画像として意匠登録を受けることはできない。
- 単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は意匠法上の「表示画像」に含めないため、仮にヘッドマウントディスプレイ等の情報処理機器がその機能（画像表示機能）を発揮した結果として表示される画像として出願したとしても意匠登録を受けることはできない。

ヘッドマウントディスプレイ（HMD）装着者の視界（仮想空間）

現実空間



4. 意匠審査基準の改訂の方向性

意匠審査基準の改訂の方向性

仮想空間において用いられる画像の存在を前提として、意匠法の保護の及ぶ範囲に誤解が生じないように、意匠審査基準に下記の内容を明記すべきではないか。

意匠審査基準の改訂の内容（案）

- 意匠法第2条第1項でいう「機器」には、例えば電化製品の3Dオブジェクト等のような仮想的なものは該当しない。

＜改訂箇所＞

第Ⅳ部 第1章 画像を含む意匠 3.1「画像意匠」

- 単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に該当しない。

＜改訂箇所＞

第Ⅳ部 第1章 画像を含む意匠 6.1.1.1「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」

〔改訂案〕 第Ⅳ部 第1章 3.1 「画像意匠」

(前略)

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

なお、例えば電化製品の３Ｄオブジェクト等の仮想的なものは、ここでいう「機器」に該当しない。

(後略)

意匠審査基準の改訂案の内容

〔改訂案〕第Ⅳ部 第1章 6.1.1.1「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」

(前略)

「操作画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるので、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「表示画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示**を行う**画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。**ただし、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まない。**

5. ユーザーに向けた周知の方向性

ユーザーに向けた周知の方向性

意匠審査基準改訂に加え、**仮想空間上の画像デザインの図例を用いて意匠登録出願について説明するガイドブック**を作成し、ユーザーに周知を行ってはどうか。

- 画像意匠として意匠法の保護対象となり得る仮想空間上の画像の事例を示し、メタバースユーザーの意匠権取得に資する情報を提供する。
- 画像意匠の意匠登録出願を行う際の願書及び図面の記載について、新規ユーザー等に向けて案内する。



ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【画像図】

【意匠に係る物品】

アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、**商品購入用アプリケーションソフトをインストールした機器等の操作の用に供するアイコン用画像**であり、画像を選択することにより現実空間で使用するサンダルと仮想空間で使用するサンダルを**購入可能なアプリケーションソフトを仮想空間上で起動**することができる。

意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【斜視図】

【意匠に係る物品】

仮想空間用サンダル

【意匠に係る物品の説明】

本願意匠は仮想空間内で使用する**サンダル**である。

出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。



【画像図】

【意匠に係る物品】

サンダルの画像

【意匠に係る物品の説明】

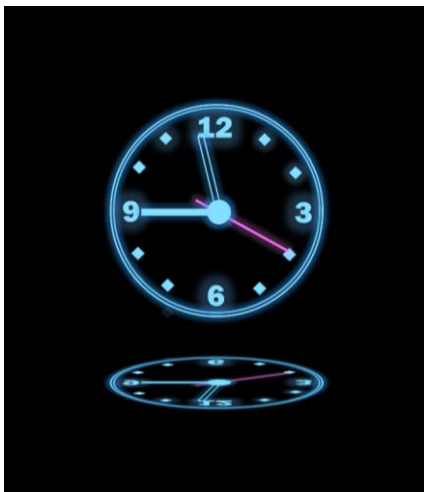
本願意匠は仮想空間上に表示される**サンダルの画像**である。

操作画像又は表示画像に該当しないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。

※上記の事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否については判断していない。
※説明の都合上、願書の記載の一部及びその他の図は省略した。

ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【画像図】

【意匠に係る物品】

機器使用時間表示画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、**時間測定機能を有する機器等の時間測定機能を発揮した結果として表示される画像**であり、**当該機器等を使用した時間を仮想空間上に表示する画像**である。

意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【画像図】

【意匠に係る物品】

仮想空間用装飾

【意匠に係る物品の説明】

この画像は**時計を模した仮想空間用装飾**である。

出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。

ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像として認められる例



【天井面を省略した画像図】



【ブースを表した画像図1】



【意匠に係る物品】 商品案内用画像

【意匠に係る物品の説明】

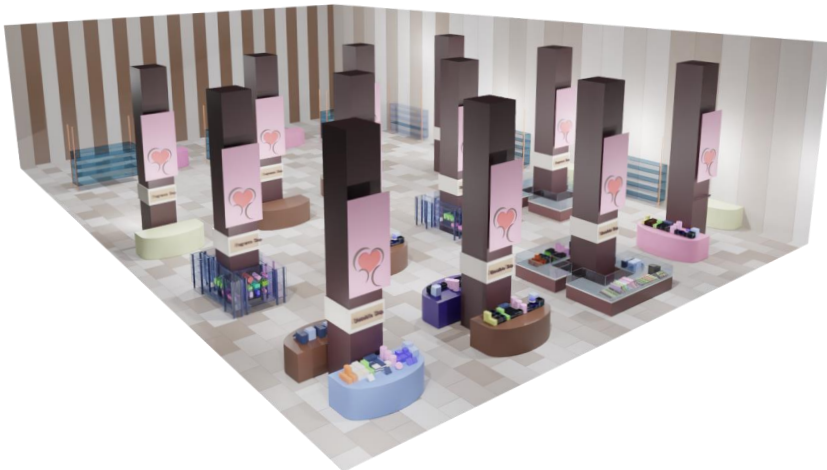
この画像は、**商品案内機能を有する機器等の操作の用に供する画像**であり、仮想空間上に表示される店内に設置された**各ブースの画像に近接すると商品案内画面に遷移する**ことができる。

ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【天井面を省略した斜視図】



【意匠に係る物品】

仮想空間用店舗の内装

【意匠に係る物品の説明】

本願意匠は仮想空間内の**店舗の内装**である。

出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。



【天井面を省略した画像図】



【意匠に係る物品】

仮想空間用店舗の内装の画像

【意匠に係る物品の説明】

本願意匠は仮想空間上に表示される**店舗の内装の画像**である。

操作画像又は表示画像に該当しないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。

ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像として認められる例



【画像図】



【変化後を示す画像図】

【意匠に係る物品】 血圧測定結果通知用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は機器の使用者に対して自身の**血圧の測定結果を通知するための画像**である。

【画像図】に表された**3Dアバター画像を選択して血圧計機能を有する機器等の操作を行う**ことにより、【変化後を示す画像図】のように血圧の測定結果を通知するための吹き出し領域が出現し、その内側に**血圧計機能を有する機器等が血圧測定機能を発揮した結果として表示される画像として血圧の測定結果が表示**される。

ガイドブックに掲載する事例のイメージ

意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【斜視図 1】

【斜視図 2】

【意匠に係る物品】

仮想空間用 3 D アバター

【意匠に係る物品の説明】

この画像は仮想空間内で使用する **3 D アバター** である。

出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。



【画像図 1】

【画像図 2】

【意匠に係る物品】

仮想空間用 3 D アバター画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は仮想空間上に表示される **3 D アバター画像** である。

操作画像又は表示画像に該当しないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない。

意匠審査基準の改訂時期について

- 新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂（※）と併せて意見募集を行い、改訂・公表を行う。

当該意匠審査基準改訂に伴い、ガイドブックの作成・公表を令和5年度中に行う予定。

(※)新規性喪失の例外適用手続の緩和に係る改正規定の施行期日は、公布の日（令和5年6月14日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日である旨規定されており(不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）附則第1条第2号)、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂についても同期間内に改訂を予定している。

ご静聴ありがとうございました